

奈良県告示第五百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年三月十七日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
サン薬局天理中央店	天理市川原城町七一〇	平成二十六年十月三十一日
にしべ眼科	橿原市内膳町五―二―三〇　〇Jビル四階	平成二十六年十月三十一日
あらい眼科	北葛城郡王寺町久度二―三―一―二〇一号	平成二十六年十月三十一日
堀内歯科医院	葛城市北花内六〇五	平成二十六年十月三十一日
医療法人こうの歯科医院	生駒郡斑鳩町服部一―五―一一	平成二十六年十月三十一日
きらら薬局	橿原市兵部町三三―一	平成二十六年十一月一日
ファーマシイ旭ヶ丘薬局	香芝市旭ヶ丘二―三〇―一二リ・フィデルI―〇二	平成二十六年十一月三十日
おおの皮ふ科	天理市川原城町一二九―五　アメニティハウコク一階	平成二十六年十一月三十日

中谷内科医院	五條市野原西四―四―三	平成二十六年十一月三十日
サン薬局天理店	天理市川原城町一二九―五	平成二十六年十一月二十 六日
吉井日昇堂薬局	橿原市大久保町四二八	平成二十六年十二月三十 一日
片岡歯科診療所	北葛城郡上牧町服部台五―三―一 レインボープラザ西大和一階	平成二十七年一月十四日
ひだまり薬局榛原店	五 宇陀市榛原あかね台二丁目二三番	平成二十六年十二月三十 一日
ひだまり薬局本庄店	大和郡山市本庄町二九七―六	平成二十六年十二月三十 一日
笹木歯科医院	吉野郡吉野町大字丹治一三五―三	平成二十七年一月四日